

令和3年度事業計画

1. はじめに

昨年度(令和2年度)は、「新型コロナウイルス感染拡大」により、“緊急事態宣言”並びに“新型インフルエンザ等対策特別措置法”第24条第9項に基づき、4月18日から5月29日まで臨時休館を余儀なくされたところであります。

比較的入館者の多い5月での臨時休館であったことから大きな打撃であり、その後も低迷が続いておりましたが、“どうみん割”“GoToトラベル”等により一時的に回復したものの、最終的には入館者数・入館料とも凡そ45パーセントの減となる見込みです。

このような状況下であり、「新型コロナウイルス感染」は減少傾向にあるものの、いまだ収束には至っていないことから、今年度(令和3年度)におきましても少なからず影響はあるものと想定され、入館見込みを例年の75パーセント程度に設定し予算積算したところであります。

このような情勢であります。町内観光関連団体と連携し観光地“北海道江差町”の認知度を高める対策や、函館・みなみ北海道の連携並びに美術館・博物館の連携(どうなんアートリンク等)を図り集客に努めて参ります。

以上、「コロナ禍」の状況は拭い去れないところでありますが、“マスク着用”“手指の消毒”“窓口での飛沫感染対策”等の「感染防止対策」を継続しての運営を図り、現在中止している“体験コーナー”“映像展示室利用”及び“ガイド事業”についても、適切な時期を見計らって再開しなければならないと考えます。

また、第4回理事会において承認いただいた「開陽丸記念館劣化状況調査」については、現状を把握すること並びに即対応できる体制を整えるなど、今後の整備の基本的資料とすることを目的として、今年度(令和3年度)に実施することといたしました。

最後に、安定的な財団運営を図るためには、町補助金に頼ることなく自主財源(入館料収入)の確保が課題に挙げられるところですが、現実的には程遠いところにある中で、最大の自主財源である入館者(入館料)確保対策について、職員上げて取り組んで参ります。

2. 事業の概要

(1)入館者対策

前述のとおり、「新型コロナウイルス感染」は減少傾向にあるものの、いまだ収束には至っていないことから、少なからず影響はあるものと想定され、入館見込みを例年の75パーセント程度に設定し14,000人と見込みます。また、集客への対策は次のとおりです。

〔項目〕

○町内観光関連団体と連携し観光地“北海道江差町”の認知度を高める対策

○町内旅館業者への割引券の配布並びに渡島檜山管内の道の駅等へのパンフレットを配布しての宣伝活動。

- SNSを活用した情報発信
- ホームページを活用しての”開陽丸記念館“の魅力及びPR発信
- 〔小中学生の研修旅行〕
 - ”開陽丸記念館“入館校への礼状と継続しての研修入館依頼案内の発出
 - 昨年入館予定校が急遽キャンセルした学校及び入館実績のない渡島檜山管内各学校に対する研修入館の誘致
 - 函館管内学校研修企画旅行事業者に対し入館及び利用の誘致
- 〔各種媒体を活用した情報発信〕
 - 写真資料・映像資料等の無償提供することにより情報発信に繋げる。
 - テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等の取材への協力により情報発信に繋げる。

(2)えさし海の駅の活用

- 「江差町観光情報総合案内所」は、北海道江差観光みらい機構と協力連携し、引き続き双方の窓口業務を行います。
- 観光バリアフリーレジャー用品等貸出事業を有料化で実施します。
- 図録等の販売については、「ぷらっと江差」に引き続き販売委託します。

(3)“開陽丸友の会”“開陽丸子孫の会”との連携

- 「開陽丸友の会」とは、友の会運営への連携協力(平成28年度から事務局会計事務を担当)を継続し、「開陽丸を語る会」を始めとする各種事業への連携協力を図って参ります。
- 「開陽丸子孫の会」とは、開陽丸の魅力を全国へ発信することは重要であり、今後も関係者との交流連携を図って参ります。

(4)美術館・博物館等との連携

- 北海道内美術館との広域連携
 - ◇アートギャラリー北海道との連携の継続
 - ◇北海道立函館美術館との相互連携の継続
 - ◇道南地域連携館との相互割引「どうなんアートリンク」の継続
- 箱館五稜郭祭実行委員会との連携
 - ◇戊辰戦争終結150周年記念事業実行委員会が、箱館五稜郭祭実行委員会の中に部会として組織され、令和元年度より10年間広域連携事業を継続展開する。「みなみ北海道最後の武士達の物語」での連携

(5)開陽丸記念館”劣化状況調査”の実施

第4回理事会において承認いただいた「開陽丸記念館劣化状況調査」については、現状を把握すること並びに即対応できる体制を整えるなど、今後の整備の基本的資料とすることを目的として、今年度(令和3年度)に実施することといたしました。〔契約にあたっての仕様書は“資料1”参照〕

(6)施設の補修・修繕

- 管理棟屋根の「破風」及び「淀金物」は、経年劣化による雨漏りに加え、腐食した木材の落下による危険回避のため、前年度(令和2年度)でマリーナ側の破風及び淀金物・窓枠補修を行い、今年度(令和3年度)で緑地公園側を補修する。
- 消防設備点検による記念館不良箇所の指摘により、「防火扉ラッチ交換」及び「スプリンクラーポンプ配管漏水修繕」を行う。

(7)マリーナ指定管理業務

- 指定管理業務の期間〔平成31年4月1日から4年間〕
- 管理・運営業務〔浮棧橋・ボートリフター等の管理の他 利用料金の徴収〕
- 周辺施設の管理・運営業務〔徒渉池・遊漁池の管理の他 緑地草刈り等〕
- 各種団体事業等に対する連携協力